

令和8年5月7日

令和9年度 保育関係要望

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 吉田 学

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 奥村 尚三

公益社団法人 全国私立保育連盟
会長 川下 勝利

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの想定を越えた厳しい状況にあり、その対策は国や社会・経済の存立基盤を支えるための喫緊の課題となっています。

保育施設は将来にわたり子育て支援の重要な拠点であり地方創生に不可欠な社会資源ですが、人口減少地域においては利用児童の減少が進み経営が困難となる保育施設がすでに生じています。

保育機能が維持できなくなることは、地方創生はおろか地域の消滅に繋がりがねません。

こども未来戦略に示された「こども・子育て支援加速化プラン」の集中取組期間は令和8年度に最終年を迎えることとなっており、少子化傾向を反転するための思い切った施策展開が求められています。また、こども基本法に基づき、すべての子どもの育ちと子育て家庭をささえるためには、「こどもまんなか社会」を早期に実現し、こどもにかかわるすべての者のウェルビーイングを実現する必要があります。

そのために、私たち保育三団体は保育現場の声を集約し、要望をいたしますので、速やかに実行していただくようお願いいたします。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

人口減少地域においては少子化に伴う利用児童数の減少や保育人材不足等に加え、近年の食材費・光熱費等の物価高騰により、施設運営が限界に達しつつある施設が多数存在します。2040年問題と言われているとおり、今後少子高齢化がますます深刻化していくことが予想されています。国全体が活力をもって発展していくためには、このような地域においても、子どもたちの育ちは等しく保障されなければなりません。すべての子どもの育ちを保障し子育て家庭を支援するため、地方自治体が認可した保育施設を責任をもって維持できるような次の事項を要望します。

- 令和8年度予算において、過疎地には「特別地域保育体制確保対応加算」が示されましたが、過疎地指定のない自治体に所在する定員20名の施設においても対象となるよう検討してください。
- 施設から定員減に関する届け出が地方自治体にあった場合は、手続きが適切に行われるよう、自治体に通知してください。
- 人口減少地域における保育の存続のため、当該地域の地理的状況や生活環境等を踏まえた勤務に対する適切な評価を行い、それに見合う手当を新設してください。
- 多機能化を図るなど、地方創生の取り組みに積極的に参画する保育施設を今以上に支援してください。
- 離島や山間、へき地における輸送費・交通費や、豪雪地帯における除雪費・暖房費など、地域の特性によって発生する経費へのきめ細かな補助と支援体制を整備してください。

2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください

先般「保育所等における継続的な経営情報の見える化について」に関する通知が発表されましたが、この「見える化」は令和4年12月に示された「公的価格評価検討委員会」において示された基本的な考え方を踏まえて発出されたものであり、その主たる目的は「公定価格の改善」を図ることにあると記載されています。ついては、その趣旨を踏まえて次の事項を改善してください。

○公定価格の改善

公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、福祉職俸給表における保育士等の格付けを、まずは現在の平均勤続年数の実態(※)に応じたものに早期に見直してください。その際には、保育士と全産業の労働者の平均賃金の間にある格差を踏まえ、現在そして将来の世代にとって魅力ある職場となるための更なる処遇改善と、長時間労働の是正をはじめとした保育者を含む日本全体の働き方改革の推進を要望します。

また、保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、施設をマネジメントする役割を担うのは施設長です。近年、理不尽な要求を施設へ求める、いわゆるカスハラ等への対応も必要となっており、そこで働く職員を守るためにも責任者たる施設長向けの研修を義務化するとともに、施設長の俸給格付けの見直しを含め、公定価格上に管理的業務を適切に評価していただくことを要望します。

同様に、施設長を補佐し、地域での子育て家庭への支援に中心となって奮闘する主任保育士についてもその役割と責任を公定価格上で評価してください。

※現行、保育士の福祉職俸給表1級29号俸（勤続4～5年程度）を令和6年経営実態調査に基づく平均勤続年数11年程度に応じた号俸に見直すこと。また、施設長についても、福祉職俸給表2級33号俸（国家公務員では主任保育士格付け）を改善すること。

○保育士の配置改善等

ここ数年、3歳児、4・5歳児、1歳児の保育士等の配置改善が示されてきましたが、すべて人材確保との関係で加算措置での対応であるため、限られた施設しか加算を受けることができません。当面はこれらの加算措置に対する効果検証を行ったうえで、様々に課される「要件」を緩和・撤廃するとともに、今後「見える化」での配置状況の実態を踏まえつつ、加算措置についてはできるものから公定価格の基本分へと移行してください。また、2歳児への対応を含め OECD 加盟諸国における実態を念頭に、我が国の職員配置はどうあるべきかの検討を早期に実施しその内容を公表してください。

併せて人材確保の推進を図り保育士希望の学生が真に働きやすく長く定着してもらうため、保育士修学資金貸付等事業を堅持してください。

○その他の職員の配置改善

令和8年度より定員21～40人の保育所等の調理体制の充実が図られましたが、配慮が必要な子ども、気になる子ども、アレルギー対応が必要な子どもが増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置も精査いただくことを要望します。

○保育 DX を推進するための経費

保育 DX を各施設で推進していくにあたり、保育 ICT 推進加算により、従来のような機器やソフト購入のための初期投資だけではなく、クラウド化されたシステムに対応できるよう ICT ソフト等維持更新費の対応がされたことに感謝申し上げます。今後も引き続き導入状況等を精査いただき、公定価格の基本分に盛り込んでいただくことを要望します。また、保育 ICT 推進加算を取得するためには4機能の実装に加え、自治体が「保育業務施設管理プラットフォーム」（国が整備する総合プラットフォーム）を活用していることが要件となっています。

機能ごとの導入状況も鑑みて、補助要件の緩和の検討をお願いします。また、自治体の推進状況や考え方は様々なので、各自治体の考え方等によって施設が加算を受けられないということがないようにご配慮をお願いします。

3. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください

内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問があり、現在こども家庭庁と文部科学省において保育所保育指針等の改定に向けて議論が行われています。検討にあたっては、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分聴いていただくとともに、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。

4. 急激な物価高騰への対応をお願いします

ここ数年、円安や労働力不足等さまざまな要因によって急激に物価が高騰しており、保育施設においては特に食材費や水道光熱費の高騰が経営に大きな負担となっています。今後の物価高騰による影響が公定価格へ遅滞なくかつ適正に反映できる仕組みを検討してください。それまでの間は、令和7年度補正予算において「運営継続支援臨時加算」の創設がされたように、緊急的な財政支援をお願いします。併せて副食費徴収免除加算にあっては、子育て家庭の支援といった側面からも見直しをお願いします。

5. 「こども誰でも通園制度」

本年4月より、「こども誰でも通園制度」が本格実施（給付化）されましたが、あらためてその主旨の徹底と必要な財源を確保し、多くの施設が新たな負担なくこの制度の事業者となることができるよう、今後、利用者と事業者の実態を踏まえ、給付水準（公定価格）が適切なのか等について、しっかりと精査してください。

6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください

令和8年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度のあり方については、保育人材確保やその運営主体のおおむね8割を公営もしくは社会福祉法人が占めていることに鑑み、引き続き公費助成及び現在の給付内容を堅持・継続することを強く要望します。

7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策やそれ以降の子どもの育ちと子育て家庭を支える施策の基盤となる大切な仕組みです。その制度主旨に従い、確実に子ども・子育て世帯のための財源として確保していただくよう要望します。

また、就学前教育・保育施設整備交付金は各自治体が地域の実情を踏まえた計画的な施設整備を行うための重要な財源です。令和6年度に生じたような予算不足は地域の子育て支援計画を遅延させることにつながります。ぜひ必要な予算が適時かつ確実に確保できるようお願いします。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、近年甚大な被害をもたらす自然災害が多く発生しています。また、感染症の流行、特に新型コロナウイルスに代表される新型感染症の流行も踏まえると保育施設が災害や感染症の流行により機能不全となった場合、非常事態に対応する医療やライフライン従事者などエッセンシャルワーカーの子どもたちの保育が行えなくなり、ひいては被災地の復旧の遅れや社会機能維持への支障につながっていきます。ぜひ、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の実態に即した迅速な支給や改善、非常時における保育提供体制確保の仕組みの創設を要望します。

8. 公立保育所等における 3 歳未満児への給食外部搬入の全国展開についての懸念

保育所の食事の提供について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、保育所に調理室を設けることとされており自園調理が原則ですが、平成 10 年 4 月に調理業務の外部委託が可能となり、平成 16 年に構造改革特別区域法の特例により、公立で一定の条件を満たす場合に給食の外部搬入方式が可能となり、平成 22 年 6 月より、公私問わず満 3 歳以上児には給食の外部搬入方式が可能となりました。

一方、3 歳未満児については、現状は特区の公立保育所等においてのみ、外部搬入が認められていますが、令和 9 年 4 月より全国展開されることが、本年 3 月 31 日に閣議決定されました。

閣議決定を受け、こども家庭庁から 4 月 1 日付で発出された事務連絡「公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開について」では、こども家庭庁が調査した一部の施設において、「離乳食の提供、食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への個別の対応、食育への対応について、課題が生じている」ことも明らかになったことから、当該特例措置の認定を受けた地方公共団体に対し、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における外部搬入の実施に当たっての要件等を改めて確認し遵守することを記載しています。

食による子どもの健やかな成長を保障するために、特に、以下の項目を給食の外部搬入にあたっての厳格な要件と定めていただくよう要望します。

1. 一人ひとりの子どもの発達過程やその日の状況に応じた食事提供を保障することが必要です
2. アレルギーのある子や、体調不良児、障害のある子どもにとっては命にかかわるものです
3. 食事の搬入時間に合わせて子どもの生活リズムを変えることはできません
4. 災害時にも食事提供が維持できる体制の構築が必要です
5. 保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動を保障することが必要です
6. 食を通じた地域とのつながりをなくしてはなりません
7. 安心・安全な食の提供のための責任体制や、リスクマネジメントが明確になるようにしてください
8. 国が政策として進めている「食育」と矛盾しないようにしてください